

りようしゃ しゅうろうけいぞくしえんじぎょうしょえーがた びーがた りよう
利用者が就 労 継 続 支 援 事 業 所 A 型・B 型を利用するにあたって

※**就労継続A型(やはず園)**についての条件…「障がいを持ちながらの時間、仕事量、出欠に拘束される」

- (1) 労働基準法上(雇用契約を結ぶ)に基いての「労働者」であることが基本である。
- (2) 週20時間「月曜日～金曜日の1日4時間×5日間」の労働時間が与えられている。
- (3) 通常事業所(一般就労・会社勤務)に、雇用(雇われること)が困難(障がいを持つ者)で、雇用契約に基づく就労が可能(事業所と労働者が働く事について、契約を結び働く事ができると判断)である者に対して仕事を提供する福祉施設である。
- (4) 就労(働くことについて)に必要な、知識・技能の向上のために必要な訓練をし、支援をするところである。
- (5) 工賃は、県が指定している1時間の最低賃金の支給をする。ただし、事業所の規定により、工賃の減額の特例がある。

※**就労継続B型(紫尾の里)**についての条件…「自分の障がいに応じて対応できるので利点」

- (1) 利用者「障がい者」の「出欠」…日時が利用者本人で決められるので自由である。
- (2) 利用者「障がい者」の「作業時間」…勤務する時間が、利用者本人で決められるので自由である。曜日の決定による時間設定ができる。
- (3) 利用者「障がい者」の「作業量」…仕事をした量が決められていないので自由である。
- (4) 1日の作業量が完成しなくても、作業員「利用者」の割り当ての停止、工賃の減額はない。
- (5) 作業に関しては、技術的指導に限られ、工賃の差別はない。…自分がした作業量だけで工賃が決められる。(頑張った分だけで、工賃がもらえる。)
国の規定で月3000円を下ってはならないとしている。